

災害時における地域住民等の緊急避難場所としての
施設使用に関する協定書

令和 7 年 10 月

旭 川 市

大和リース株式会社北海道支店

災害時における地域住民等の緊急避難場所としての 施設使用に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と大和リース株式会社北海道支店（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における地域住民等の緊急避難場所としての施設使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が所有・管理する次条第1項第1号に規定する施設（以下「本施設」という。）を、地域住民等の緊急避難場所として甲が一時使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設等）

第2条 災害時において、甲の申請に基づき、乙が使用を許可する本施設の概要及び使用範囲は、次のとおりとする。

（1）本施設の概要

ア 所在地	旭川市豊岡5条4丁目4番地
イ 面積	平面駐車場 7,775.32 m ²
	A棟ピロティ駐車場 4,159.56 m ²
	合計 11,934.88 m ² (別図 色付枠内)

ウ 本施設名 フレスポ旭川龍谷

（2）使用範囲 別図色付枠内

- 甲は、緊急避難場所の範囲を拡大する必要がある場合は、乙と協議することができるものとする。
- 乙は、前項の協議の要請が甲からあった場合は、自己の営業上の支障がない範囲について、使用の許可を検討するものとする。
- 甲は、緊急避難場所としての使用申請を行うときは、乙に施設使用許可申請書（別紙様式1）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話、電子メール等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を乙に提出するものとする。

（申請に基づく措置等）

第3条 乙は、甲から前条第4項の使用申請に基づき、本施設の使用が必要と認めるときは、施設使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲は、当該施設使用許可書記載の使用条件に基づき、本施設を使用するものとする。

（使用期間）

第4条 本施設の使用期間は、地域の被害状況等を鑑みながら、甲及び乙が協議の上、決定す

るものとする。

(使用範囲の変更・解除)

第5条 乙は、本施設の増改築・閉鎖等により、第2条第1項第2号の使用範囲を変更する場合、又は緊急避難場所としての使用許可が困難となるときは、甲に対する申し入れにより、使用範囲の変更又は本施設の緊急避難場所指定を解除できるものとする。

2 甲は、前項の申入れに関しては、理由のいかんにかかわらず応諾するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の規定により、乙より許可を受けた本施設の使用料は、無料とする。

(原状回復業務)

第7条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により本施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に明け渡すものとする。

3 前項の原状回復に要する費用は、甲の負担とする。

(避難時の事故に係る責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に関する責任は一切負わないものとし、甲が責任を持って解決する。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、第2条第4項の使用申請までに、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、本協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が書面をもって、相手方に対して本協定を終了させる旨の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

ただし、第2条第4項の使用申請は、甲が、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第49条の4第3項の規定により、本施設の平面駐車場及びA棟ピロティ駐車場を指定緊急避難場所に指定し公示した日から効力を有するものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第12条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該

当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下「反社会的勢力」という。）であること。
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員、又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本協定を解除することができるものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第13条 甲及び乙は、本協定に関し知り得た相手方の秘密事項につき、厳に秘密を守り、相手方の承諾のない限り、本協定の有効期間において、みだりに第三者（乙の関係会社を除く。）に漏洩してはならない。

2 前項の規定については、本協定の終了後においても適用されるものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年10月24日

甲 旭川市
旭川市長 今津寛介

札幌市東区北42条東17丁目6-12

乙 大和リース株式会社 北海道支店
支店長 稲垣仁志

別紙様式1

年 月 日

大和リース株式会社

様

申請者 旭川市長

施設使用許可申請書

次のとおり、フレスボ旭川龍谷の施設を使用したく、関係資料を添付して申請します。

1 施設の使用範囲

- (1) 避難場所 平面駐車場・A棟ピロティ駐車場
- (2) 入口 駐車場各入口
- (3) その他の施設 ()

2 使用理由

緊急避難場所として

3 使用期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 その他参考となるべき事項

別紙様式2

年 月 日

旭川市長 様

大和リース株式会社

施設使用許可書

緊急避難場所として、「フレスボ旭川龍谷」を使用することについては、次のとおり許可します。

1 施設の使用範囲

- (1) 避難場所 平面駐車場・A棟ピロティ駐車場
- (2) 入口 駐車場各入口
- (3) その他の施設 ()

2 使用内容

緊急避難場所

3 使用期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 その他参考となるべき事項

- (1) 使用に当たっては、既設物を破損、損壊させないよう注意して使用すること。
- (2) 緊急避難場所及び防災関係機関の活動拠点等での事故及びトラブル等に関しては、旭川市が一切の責任を負うこと。
- (3) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

